

新型コロナウイルス感染症 防止対策事業のお知らせ

趣 旨

新型コロナウイルス感染症対策のため、備品・設備等を導入する町内の中小企業者に対し、導入費用の一部を町が補助します。

対 象 者

- ① 町内に事業所を有する中小企業者
- ② 町税等に滞納がないこと

対象経費

新型コロナウイルス感染症対策のため導入する「**備品**」・「**設備工事**」に要する経費

※詳細は裏面「補助対象・対象外の主な具体例」をご参照ください。

補助金額

1事業者あたり **上限 30万円** (補助率4/5)

※詳細は裏面「補助対象・対象外の主な具体例」をご参照ください。

※令和2年度新型コロナウイルス感染症防止対策事業補助金を活用した事業者は当該補助金額を控除した額を上限額とする。

申請期間

令和3年4月12日(月)～令和4年2月28日(月)

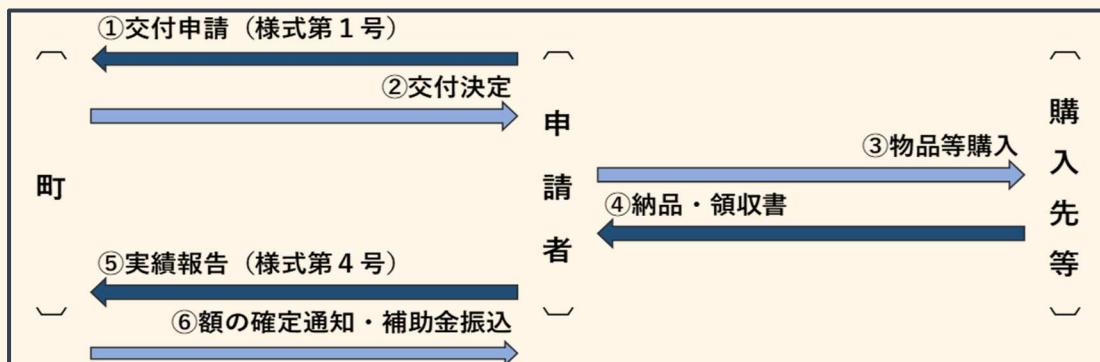
対象期間

交付決定後～令和4年3月10日(木)に導入した備品等

提出書類

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 購入する備品等の見積書

申請の流れ



申込み・問合せ先：浦幌町産業課商工観光係

〒089-5692 十勝郡浦幌町字桜町15番地6
TEL:015-576-2181/FAX:015-576-2519

補助対象・対象外の主な具体例

対象となる主なもの

[備品]

- ・ ノータッチ式ディスペンサー(自動消毒液噴霧器)
- ・ 非接触体温計
- ・ キャッシュレス機器
- ・ 空気清浄機
- ・ サーモグラフィー
- ・ パーテーション
- ・ 飛沫防止アクリルボード
- ・ その他町長が特に適当と認めるもの

[設備]

- ・ 換気設備工事(取り換えの場合は機能向上が図られるもの)
- ・ エアコン(換気機能又は空気清浄機能付きに限る)
- ・ 網戸設置工事(取り換えは不可)
- ・ 窓増設工事
- ・ パーテーション設置工事
- ・ 飛沫防止アクリルボード設置工事
- ・ 不特定多数が触れる場所の自動化工事(自動ドア等)
- ・ セルフレジ設置工事
- ・ 券売機の導入工事
- ・ トイレ等人感センサー付き照明器具設置工事
- ・ 自動水栓設置工事
- ・ テイクアウト導入に係る設備工事(テイクアウト専用レーン導入設備費用、ドライブスルー導入設備費用)
- ・ その他町長が特に適当と認めるものとなる主なもの

対象とならない主なもの

- ・ ガイドライン等と照らし合わせて、感染症対策として適当と判断されない備品、設備
- ・ マスクや消毒液などの消耗品
- ・ 従業員等の利便性・快適性向上のために導入されるもの
- ・ 中古品、転売品